

審 査 基 準

平成 2 1 年 6 月 1 日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第 4 条第 1 項
処 分 の 概 要：自動車の保管場所証明
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め： 自動車の保管場所の確保等に関する法律第 3 条（保管場所の確保） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第 1 条（保管場所の要件）、第 2 条（保管場所の確保を証する書面等） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第 1 条（保管場所の確保を証する書面の交付の申請の申請の手続等）、第 2 条（保管場所の確保を証する通知の申請の手続等）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：7 日以内（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先： 警察署の交通課（係）
問 い 合 わ せ 先： 警察署の交通課（係）
備 考：